

絶縁油分科会研究発表会 発表に関する基準

2025年11月14日制定

石油学会 製品部会 絶縁油分科会

これは、絶縁油分科会研究発表会（以下、当発表会という）を健全かつ円滑に運営するために定められた基準である。

実行委員会

絶縁油分科会が当発表会の実行委員会を務める。

実行委員長 絶縁油分科会委員長が実行委員長を務める。

発表会幹事 当発表会のための担当幹事を若干名おく。

発表の種別と発表者の呼称

一般発表（発表） 発表の公募に応じて自主的に応募した研究発表案件。

当日発表する者を発表者と呼ぶ。

特別講演（講演） 実行委員会から「特別講演」として依頼した講演。

当日の演者を講師と呼ぶ

講演 実行委員会から「講演」として依頼した講演。当日の演者を講師と呼ぶ

専門委員会報告 絶縁油分科会傘下の専門委員会の活動内容を報告する発表

当日発表する者を発表者と呼ぶ。

ポスター発表 ポスター発表の公募に応じて自主的に応募した発表案件。

当日発表する者をポスター発表者と呼ぶ。

開催日および開催場所など

開催日および開催場所、開催方法は、実行委員会にて決定し、石油学会ホームページ、および機関誌「ペトロテック」等で公開する。

発表募集

一般発表およびポスター発表の募集要項を石油学会ホームページ、および機関誌「ペトロテック」にて公開し、発表を公募する。

発表分野

一般発表の対象となる分野は、絶縁油および油浸絶縁系関係とする。一例としては以下の通り。

①特性評価、②劣化評価、③劣化診断、④新評価方法、⑤組成分析、⑥その他新しい知見

なお、ポスター発表では、研究コンセプトの紹介や、研究失敗事例の報告、自社製品を用いた研究・調査事例の紹介なども可とする。

発表内容

一般発表の内容は以下のすべてを、ポスター発表は(4)～(8)を順守する必要がある。

- (1) 当発表会において未発表の研究報告であること（他学協会の研究発表会等で既報のものや、当発表会で過去に発表した内容の続報は可）
- (2) 学術または技術面で独創性のある研究内容であること
- (3) 学術や技術面での寄与度に重点をおかれた研究内容であること。
 - ・あからさまな企業および商品の宣伝要素を含まないこと。
 - ・商業目的またはそれに類する発表をすることはできない。
- (4) 発表要旨および発表資料（Power Point、ポスターなど）は、発表者および共著者の所属機関を除く機関名および商品名、これらのロゴを含めないようにする。掲載する場合は、該当機関の許諾を得る必要がある。
- (5) 裁判等で係争中の案件を含まないこと
- (6) 人、物、規則、その他あらゆる事柄について、誹謗中傷する内容を含まないこと
- (7) 著作権法を遵守して発表要旨および発表資料（Power Point、ポスターなど）を作成すること。
- (8) 発表要旨と実際の発表内容の著しい変更は認められない。

採択

一般発表およびポスター発表の採択は、実行委員会にて決定し、応募者に通知する。応募資料のみで採否の判断が困難な場合は、追加資料の提出を求める事がある。なお、採択通知後であっても、その内容に著しく問題があると判断された場合は、採用を取り消す場合がある。

発表要旨

発表要旨の詳細な様式は、採択通知の際に個別に連絡する。講師および発表者は、所定の様式で、定められた期日までに発表要旨を提出しなければならない。

査読

当発表会では要旨集発行にあたっての査読を行わない。受理した原稿は、そのまま要旨集として発行するので、著者は読みやすく理解しやすい原稿の作成に心掛けること。

発表要旨の公開

提出された要旨は、開催 1 週間前を目安に、HP 上に参加者限定で公開する。

発表時間

原則として、一般発表の発表時間は 25 分、専門委員会報告は 20 分（いずれも質疑応答 5 分を含む）とする。ただし、実行委員会が認めた場合は、その限りではない。

特別講演および講演の講演時間は、実行委員会で決定する。

著作権

発表要旨の著作権（電子化等の 2 次的著作物も含む）は石油学会に帰属する。ただし、著者または共著者によって行われる他学協会等における同内容での発表・講演・論文投稿等は妨げない。

発表要旨および発表資料（Power Point、ポスターなど）の作成に当たっては、他社の著作権侵害とならない様に十分注意すること。他の文献等を引用する場合は、発表者の責において引用元から許諾を得る必要がある。

その他

本基準に記載のない事項は、実行委員会の審議を経て決定する。ただし、緊急性を要する事案については、分科会委員長、幹事および当発表会幹事間の審議をもってこれに代える事ができる。